

セコムプレミアムネットご利用規定

第1条 セコムプレミアムネット

1. セコムプレミアムネット（以下「本サービス」といいます。）とは、セコム株式会社（以下「セコム」といいます。）が提供するサービスで、USBシンククライアントデバイス（以下「専用USB」といいます。）を契約者のパソコンに接続しインターネットバンキングを利用するサービスです。
2. 本サービスの利用は、法人、個人事業主等のお客さまを対象とした法人向けインターネットビジネスバンキングサービスの契約者を対象とします。
3. 本サービスの利用申込みに際しては、当行所定の書面により申込みを行うものとします。
4. 本サービスの利用時間やサービス内容は当行所定のものとし、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
5. 本サービスを利用に際して使用できる機器類は、当行所定のものに限ります。ただし、本サービスの利用に必要な機器類およびその使用環境は、契約者が自己の責任において準備するものとします。

第2条 初期設定手続き

1. 本サービスを利用するためには、パソコンに専用USBを接続して初期設定の手続きを行う必要があります。
2. 初期設定手続きは、契約者が「セコムプレミアムスタートアップマニュアル」に基づいて行うものとします。

第3条 専用USBの故障や紛失・盗難

1. 専用USBの故障や紛失・盗難にあった場合は、契約者はセコムプレミアムネットサポート窓口（以下「セコムサポート窓口」といいます。）へ電話連絡するものとします。セコムでは、該当専用USBの利用を停止する措置を行います。
2. 専用USBを再発行する場合、当行所定の書面により申込みを行うものとし、申込み時に代表口座番号、専用USBの番号、専用USBの送付先住所等を届け出るものとします。
3. 専用USB再発行後に紛失・盗難にあった専用USBを発見した場合、契約者はその専用USBを自己の責任において廃棄するものとします。

第4条 手数料

1. 本サービスの利用に際し、当行所定の契約料、利用料をお支払いいただきます。
2. 専用USBの再発行に際し、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。
3. 契約料、利用料、再発行手数料は、当行所定の日に契約者が指定する口座から引落します。引落しにあたっては、当行の各種預金規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。この場合、領収書の発行は省略させていただきます。

第5条 届出事項の変更

氏名、住所、電話番号、手数料引落口座等に変更があった場合は、当行所定の書面により直ちに届出てください。この届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。

第6条 サービスの停止

1. 本サービスを提供するシステムのハードウェア機器等の故障や保守点検・内容の変更作業、技術上の理由でやむを得ない場合、その他天災地変等不可抗力のため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
2. 当行の責任によらない第三者の故意・過失による不具合に対する処置または回線工事等が発生した場合には、取扱時間中であっても契約者に予告なく全部または一部のサービスを一時停止することがあります。

第7条 解約、一時停止等

1. 本サービスの利用は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 当行が解約の通知を契約者の届出住所あてに発信した場合に、その通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
3. 代表口座が解約等の処理がされた場合は、本契約は解約されたものとします。
4. 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用の一時停止、または解約できるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、または反社会的勢力であったことが判明した場合
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったことが判明した場合
 - (3) 支払い停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあったとき、あるいは契約者の財産について仮差押

- え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があった場合
- (4) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (5) 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合
 - (6) 相続の開始があった場合
 - (7) 解散その他営業活動を停止した場合
 - (8) 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合
 - (9) 一年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
 - (10) 契約者が本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出したことが判明した場合
 - (11) 契約者が本規定に違反した場合等、当行が、解約が必要とする相当の事由が生じた場合

第8条 免責事項

1. 本サービスは、インターネットバンキングにおける不正送金やフィッシングサイトへの誘導等に関するすべての脅威を検知もしくは排除できるものではなく、不正送金等の防止を保証するものではありません。
2. 当行は、契約者が本サービスを利用して正常にインターネットバンキングサイトへ接続したにもかかわらず、当行の責任によらない事由により生じた損害に対して、その責任を負いません。
3. 当行は、本サービスが利用できなかったことにより、契約者に生じた損害に対して、その責任を負いません。
4. 当行は、契約者のパソコンの故障による通信障害などにより、本サービス利用の際に契約者に生じた損害、または第三者から契約者に対する請求に対して、その責任を負いません。
5. 前各項に定めるほか、次の事項については、当行は責任を負いません。
 - (1) 自然災害、電気・水道・ガス等の社会インフラ停止、戦争、テロ行為その他の不可抗力により生じた損害
 - (2) 契約者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
当行の責に帰すことのできない事由により正常な通信が行われない状態で生じた損害
 - (3) 当行において、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセスおよびウイルスに起因して発生した損害
 - (4) 事故発生時点において、当行の予想を超えた、暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害

第9条 被害補償

1. セコムプレミアムネットを利用する契約者は、利用者IDの盗用等による、なりすましによる不正使用が発生し、契約者が損害を被った場合、その損害はセコムが加入している付帯保険により、1契約者に対して年間1,000万円を限度として補償されます。
2. 損害額が1,000万円を超える場合は、当行の被害補償制度により補償される場合があります。
3. 契約者は、不正使用より損害を被った場合は、第19条記載のセコムサポート窓口または損害保険会社へ遅滞なく連絡するものとします。

第10条 規定の変更

1. 本規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 機密保持

当行は、この契約に伴い知り得た事項について、本サービスを運営するセコムを除く第三者に漏えいしないものとします。

第12条 届出情報・通信記録

1. 契約者は、本サービス利用のため当行に届出た情報を、当行が本サービスを運営するセコムに提供またはセコム所有のサービス用設備に記録させることに同意するものとします。
2. 契約者は、本サービス利用にあたり、セコムクラウドが以下のログを収集することに同意するものとします。
 - (1) 契約者のセコムクラウドアクセス時の許可・遮断を含めたアクセスログ
 - (2) 契約者がアクセスしたFQDN情報

第13条 通知手段

契約者は、本サービス利用に伴う当行もしくはセコムからの通知手段として、電話等が利用されることに同意するものとします。

第14条 契約者の義務

契約者は、本サービスを利用するために必要な、情報（ユーザーID、パスワード等を含みます。）および専用USBを、自己の責任において管理するものとします。なお、

管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、契約者または第三者に発生した損害について、当行はその責任を負いません。

第15条 契約期間

この契約の契約期間は契約日から1年間とする。ただし、契約者または当行から期間満了の1ヶ月前までに、相手方に申出をしない限り、期間満了日の翌営業日から起算して1年間継続されるものとし、以後同様とします。

第16条 禁止行為

1. 契約者は、本サービスに基づく契約者の権利を譲渡・質入することはできません。
2. 専用USB、ユーザーID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、販売等をしたりすることはできません。
3. 契約者は、本契約に定める事項を遵守するほか、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
 - (1) セコムクラウド・専用OSの解析等、サービス目的外利用
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 犯罪的行為に結びつく行為
 - (4) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - (5) 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、または、そのおそれがある行為
 - (6) 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
 - (7) 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - (8) 本サービスの運営を妨げるような行為
 - (9) 当行もしくはセコムの信用を毀損するような行為
 - (10) その他当行が不適當・不適切と判断する行為

第17条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の法人向けインターネットビジネスバンキングサービス利用規定、各種預金規定、振込規定、その他関連規定により取扱うものとします。

第18条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第19条 問合せ・連絡先

《セコムプレミアムネットの問合せ先》

【初期設定や操作、その他お問合せ】

セコムプレミアムネットサポート窓口

受付電話番号：0120 - 399 - 756

受付メールアドレス：premiumnet@secom.co.jp

受付時間：24時間365日

※問合せ対応および各種登録変更対応は、法令で定める祝祭日、および年末年始休日（12月31日～1月3日）以外の平日（月～金曜日）9:00～17:00となります。

【申込みのお問合せ】

仙台銀行サポートセンター

受付電話番号：0120 - 8661 - 39

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

《インターネットバンキング不正使用による損害発生時における連絡先》

以下のいずれかの窓口へ連絡するものとします。

【セコムプレミアムネットサポート窓口】

受付電話番号：0120 - 399 - 756

受付時間：24時間営業

**【セコム損害保険株式会社 本店損害サービス部
火災新種第二サービスセンター】**

受付電話番号：03 - 5126 - 6137

受付時間：平日の 9:00～12:00、13:00～17:00

※土・日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。

(2020年5月1日現在)